

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

規 則	ページ
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課)	699
告 示	
○公共測量の実施 (用地課)	〃
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路管理課)	700
○重要開発調整池の設置の完了 (中丹西土木事務所)	〃
○土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課)	〃
○土砂災害警戒区域の指定 (〃)	701
○土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除 (〃)	〃
○土砂災害特別警戒区域の指定 (〃)	702
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅政策課)	703

公 告	
○一般競争入札の実施 (入札課)	703
○建設業法に基づく処分 (指導検査課)	705
○所有者不明土地の収用又は使用についての裁定 (用地課)	706
○都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (山城北土木事務所)	707
○道路の位置の指定の取消し (乙訓土木事務所)	〃
○宅地建物取引業者の免許取消し (建築指導課)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (中丹西土木事務所)	〃

### 公 営 企 業

○一般競争入札の実施	〃
------------	---

## 規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第69号

### 建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和36年京都府規則第27号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第7項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に、「第7項」を「第12項」に改める。

別表第3の40の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表の41の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

### 附 則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。

## 告 示

京都府告示第492号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である独立行政法人都市再生機構西日本支社長から通知があった。

令和7年10月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域  
京都市右京区西院三蔵町地区の一部
- 2 測量の期間  
令和7年9月30日から令和7年12月12日まで
- 3 測量の種類  
公共測量(4級基準点測量及び4級水準測量)

京都府告示第493号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和7年10月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

道路の種類	路線名	区 間
府 道	福知山綾部線	綾部市宮代町宮ノ下1の4から綾部市宮代町13まで 上り線
		綾部市宮代町門ノ前16の5から綾部市宮代町宮代10の1まで 下り線
		綾部市相生町125から綾部市西町二丁目79まで 上り線
		綾部市天神町62の1から綾部市西町二丁目94まで 下り線
〃	舞鶴福知山線	福知山市字堀2453の1から福知山市字堀2729の4まで 上り線 福知山市字堀2459の13から福知山市字堀2479の4まで 下り線
〃	福知山停車場篠尾線	福知山市篠尾新町一丁目104から福知山市篠尾新町三丁目97の1まで 上り線 福知山市篠尾新町一丁目88から福知山市篠尾新町三丁目89まで 下り線

京都府告示第494号

災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号）第20条第1項の届出に係る次の重要開発調整池については、同条例第18条第2項の技術的基準に適合すると認める。

令和7年10月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 重要開発調整池の所在地  
福知山市長田野町三丁目17番6
- 重要開発調整池の所有者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社PILLAR  
代表取締役 岩波 嘉信  
大阪市西区新町一丁目7番1号

京都府告示第495号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和7年10月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平成19年京都府告示第194号	岡成3(ろ1010-2-a)	京丹後市丹後町間人地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
〃	岡成4(ろ1010-2-b)	〃	〃	〃
〃	間人I8(ろ1010-13-b)	〃	〃	〃
〃	間人I9(ろ1010-13-c)	〃	〃	〃
〃	小泊1(ろ1010-18-b)	〃	〃	〃
〃	間人南1(ろ1017-1-a)	〃	〃	〃

平成 24 年京都府告示 第 487 号	谷 E (ん 1134)	京丹後市久美浜町谷地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
-------------------------	--------------	-------------	---------	---------

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府丹後土木事務所



京都府告示第496号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和7年10月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
杉谷Ⅷ(り 2016-2)	京丹後市峰山町杉谷地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
明田G(る 1036-4)	〃 大宮町明田地区	〃	〃
岡成3(ろ 1010-2-a)	〃 丹後町間人地区	〃	〃
岡成4(ろ 1010-2-b)	〃	〃	〃
岡成1 1(ろ 1010-19)	〃	〃	〃
岡成1 2(ろ 1010-20)	〃	〃	〃
間人I 8(ろ 1010-13-b)	〃	〃	〃
間人I 9(ろ 1010-13-c)	〃	〃	〃
間人X V 5(ろ 2014-4)	〃	〃	〃
小泊1(ろ 1010-18-b)	〃	〃	〃
間人南1(ろ 1017-1-a)	〃	〃	〃
鞍内H(ろ 1005-4)	京丹後市丹後町鞍内地区	〃	〃
奥馬地D(ん 1001-5)	〃 久美浜町奥馬地地区	〃	〃
谷E(ん 1134)	〃 〃 谷地区	〃	〃

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府丹後土木事務所



京都府告示第497号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の縦覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和7年10月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
平成 19 年京都府告示第 195 号	岡成 3 (ろ 1010-2-a)	京丹後市丹後町間人地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
〃	岡成 4 (ろ 1010-2-b)	〃	〃	〃	〃
〃	間人 I 8 (ろ 1010-13-b)	〃	〃	〃	〃
〃	間人 I 9 (ろ 1010-13-c)	〃	〃	〃	〃
〃	小泊 1 (ろ 1010-18-b)	〃	〃	〃	〃
〃	間人南 1 (ろ 1017-1-a)	〃	〃	〃	〃
平成 24 年京都府告示第 488 号	谷 E (ん 1134)	京丹後市久美浜町谷地区	〃	〃	〃

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府丹後土木事務所

3 閲覧場所 京丹後市役所



京都府告示第498号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和7年10月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
杉谷Ⅷ(り 2016-2)	京丹後市峰山町杉谷地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
明田G(る 1036-4)	〃 大宮町明田地区	〃	〃	〃
岡成 1 1 (ろ 1010-19)	〃 丹後町間人地区	〃	〃	〃
岡成 1 2 (ろ 1010-20)	〃	〃	〃	〃
間人 XV 5 (ろ 2014-4)	〃	〃	〃	〃
鞍内H(ろ 1005-4)	京丹後市丹後町鞍内地区	〃	〃	〃
奥馬地D(ん 1001-5)	〃 久美浜町奥馬地地区	〃	〃	〃

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府丹後土木事務所

3 閲覧場所 京丹後市役所

## 京都府告示第499号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、次の法人を住宅確保要配慮者居住支援法人として指定した。

令和7年10月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所  
株式会社ダイヤモンドヘッド  
京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町3番地17
- 支援業務を行う事務所の所在地  
京都市下京区五条通室町東入醍醐町264番地 GAZELLE R I O烏丸五条501

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和7年10月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 入札に付する事項
  - 購入物品の名称及び予定数量  
凍結防止剤（塩化ナトリウム） 1トン入420袋、500キログラム入1,740袋、25キログラム入400袋
  - 購入物品の特質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - 納入期限  
契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
  - 納入場所  
仕様書のとおり
- 契約条項を示す場所等
  - 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名

称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号（075）414-5429

ファクシミリ番号（075）414-5450

- 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒626-0044 宮津市字吉原2586-2

京都府丹後土木事務所

電話番号（0772）22-3244

- 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和7年10月10日（火）から令和7年11月4日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 入手方法

- 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。
- やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

- 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和7年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和7年京都府告示第4号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「土木建築・農林水産業用資材」一小分類「凍結防止剤」

- 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

- 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができると認められる者であること。

- 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- 提出期間

2の(3)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとす。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、「京都府物品・役務等電子調達運用基準」第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先  
2の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和7年10月21日（火）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和7年11月20日（木）午前8時30分から午後3時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和7年11月19日（水）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和7年11月20日（木）午後3時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達シス

テムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「塩化ナトリウム規格ごとの単価（税込）」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範

圏内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否  
要する。

6 入札保証金  
免除する。

7 違約金  
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金  
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

(1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased

Anti-freezing agent (sodium chloride) 420 bags (1 tonne per bag), 1,740 bags (500 kg per bag), 400 bags (25 kg per bag)

(2) Bidding method  
Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM to 5:15 PM from Friday, October 10, 2025 to Tuesday, November 4, 2025 (except for Sundays, Saturdays and public holidays)

(4) The time, date and place for submission of tender  
From 8:30 AM to 3:00 PM on Thursday, November 20, 2025

Tender Division, Department of General Affairs,  
Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by mail  
5:00 PM on Wednesday, November 19, 2025

(6) The time, date and place for the opening of tender  
3:15 PM on Thursday, November 20, 2025

Tender Division, Department of General Affairs,  
Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice  
Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, 602-8570, Japan  
TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450



次の建設業者に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をした。

令和7年10月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 (1) 処分をした年月日

令和7年9月29日

(2) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社ヨシダ設備  
京都市伏見区雁金町711  
代表取締役 吉田 義成  
京都府知事許可（般-6）第35404号

(3) 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実

株式会社ヨシダ設備は、令和5年11月30日付けの建設業許可の更新申請において、役員が大麻取締法違反の罪により、平成27年5月2日付けで懲役1年（執行猶予3年）の刑が確定し、平成29年12月5日付けで当該執行猶予が取り消され、令和2年1月3日付けでその刑の執行を終えていたにもかかわらず、欠格要件に該当しない旨の誓約書（様式第6号）及び当該役員が賞罰を受けていない旨を記載した許可申請者（法人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書（様式第12号）を提出し、もって不正の手

段により令和6年2月13日付けで建設業法第3条第1項の許可を受けた。

このことは、建設業法第29条第1項第7号に該当し、同項の規定に基づき許可の取消処分の対象となる。

- 2(1) 処分をした年月日  
令和7年9月30日
- (2) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
株式会社京滋リアルティ  
京都市山科区東野中井ノ上町1番地21  
代表取締役 末川 和樹

京都府知事許可（般-4）第43463号

- (3) 処分の内容  
建設業法第29条第1項の規定による許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実  
株式会社京滋リアルティの役員は、覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）違反の罪により、令和7年4月23日に京都地方裁判所において、懲役1年6月（執行猶予3年）の判決を受け、同年5月8日にその刑が確定した。  
このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当し、同項の規定に基づき許可の取消処分の対象となる。



所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第32条第1項の規定により、特定所有者不明土地の収用及び使用について、次のとおり裁定した。

令和7年10月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 特定所有者不明土地の所在、地番、地目及び面積  
別表のとおり
- 2 特定所有者不明土地に関する所有権その他の権利を取得し、又は消滅させる時期  
令和7年11月29日
- 3 特定所有者不明土地等の引渡し等の期限  
令和7年11月29日
- 4 特定所有者不明土地を使用する場合の方法及び期間
  - (1) 使用の方法  
本体事業における作業用通行幅を確保するため、一時的に必要な土地を使用するものであり、工事完了後は原状回復の上、返還する。
  - (2) 使用の期間  
土地の引渡しの翌日から起算して730日間とする。
- 5 特定所有者不明土地を収用し、又は使用することにより特定所有者不明土地の所有者等が受ける損失の補償金の額
  - (1) 土地に対する損失の補償  
土地所有者（土地所有者が不明であるため、土地登記記録の表題部に所有者として記載されている者とする。）  
に対し、金168,700円
  - (2) 引渡しに関する損失の補償  
なし

別表

所在	地番	地目		面積（㎡）		収用し、又は使用する土地の面積（㎡）	
		公簿	現況	公簿	実測	収用する土地の面積	使用する土地の面積
舞鶴市宇 境谷小字 長兵エ谷	10014 番	山林	山林	85	545.15	144.69	4.29



京田辺市から綴喜都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和7年10月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の取消しを次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和7年10月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定取消番	指定取消年月日	所管土木事務所名	道路の位置	道路の延長	道路の幅員
乙第644号	令 7. 10. 8	京都府乙訓土木事務所	長岡京市金ケ原上ノ谷2の3、3の4、6の8、高台西6の24	m 33.9	m 最小 6.0 最大 6.0



次の宅地建物取引業者については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定により、令和7年9月30日免許を取り消した。

令和7年10月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

商号又は名称	代表者の氏名	事務所の所在地	免許証番号	免許年月日
株式会社京滋リアルティ	末川 和樹	京都市山科区東野中井ノ上町1の21	京都府知事(1)第14340号	令 3. 3. 22



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年10月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
 福知山市字前田小字打木谷1060、1060の1、1068の1、1068の3、1069の1、1069の2、1069の4から1069の6まで、1071の1、1071の2、1071の15、1071の38、1071の43の一部、1085の1、1085の5、1990の1の一部、1990の2の一部  
 （関連区域）  
 福知山市字前田小字打木谷1071の3の一部、1072の2の一部、1085の2の一部、小字カヤノ1878の25の一部、2321の1の一部、無番地の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
 京都市南区西九条菅田町15  
 京都三菱自動車販売株式会社

公 営 企 業

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和7年10月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達物の名称及び数量
    - ア 京都府営水道事務所宇治浄水場で使用する電力調達 一式
    - イ 京都府営水道事務所木津浄水場で使用する電力調達 一式
    - ウ 京都府営水道事務所乙訓浄水場で使用する電力調達 一式
    - エ 京都府営水道事務所木津浄水場導水ポンプ所で使用する電力調達 一式
    - オ 京都府営水道事務所久御山広域ポンプ場で使用する電力調達 一式
  - (2) 調達物品の仕様等  
 入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 調達期間  
 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
  - (4) 調達施設
    - ア 京都府営水道事務所宇治浄水場  
 宇治市宇治下居64
    - イ 京都府営水道事務所木津浄水場

- 木津川市吐師医王寺  
ウ 京都府営水道事務所乙訓浄水場  
京都市西京区御陵大原11の6  
エ 京都府営水道事務所木津浄水場導水ポンプ所  
木津川市吐師池ノ尻  
オ 京都府営水道事務所久御山広域ポンプ場  
久世郡久御山町大字野村小字井ノ坪10

## (5) 契約期間

契約日から調達期間の末日までを契約期間とする。  
なお、契約日から調達期間の開始日前日までを準備期間とする。

## 2 契約条項を示す場所等

## (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5442

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

## (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒611-0021 宇治市宇治下居64

京都府営水道事務所総務企画課

電話番号 (0774) 24-1522

## (3) 入札説明書及び仕様書の交付等

## ア 交付期間

令和7年10月10日（金）から令和7年11月5日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

## イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和7年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和7年京都府告示第4号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。  
大分類「燃料類」—小分類「電力」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」第

6条第1項の規定により、令和7年度入札分に係る「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出した小売電気事業者のうち、判定結果が「適合」の通知を受けた者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

(7) 適正な電力供給のための体制が確立されており、需給約款等が整備されている者であること。

## 4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## (1) 提出期間

2の(3)のアに同じ。

## (2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものととする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、「京都府物品・役務等電子調達運用基準」第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

## (3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

## (4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先  
2の(1)に同じ。

## (イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

## (ウ) 提出期限

令和7年10月22日（水）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場

合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

ウ 3の(4)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課企画調整係

電話番号 (075) 414-4654

(イ) 提出書類

原則として、「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針について」のホームページ(<https://www.pref.kyoto.jp/energy/kankyohairyo2023.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和7年10月22日(水)午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

## 5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和7年12月1日(月)午前8時30分から午後5時15分まで及び令和7年12月2日(火)午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和7年12月1日(月)午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和7年12月2日(火)午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送(郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。)により提出すること。

なお、入札書は、1の(1)のアからオまでのそれぞれについて提出すること。

ウ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。

エ 落札の決定は、ウによる単価に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の積算については、入札説明書において指定する。

オ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)のアからオまでのそれぞれの電力調達一式の総額の金額とし、電力調達に要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(電気料金の総額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。)をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

サ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書(封筒を含む。)で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程(昭和47年京都府公営企業管理規程第9号)第112条の規定により例による

こととされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

- 6 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- 7 契約書作成の要否  
要する。
- 8 入札保証金  
免除する。
- 9 違約金  
落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。
- 10 契約保証金  
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- 11 その他
  - (1) 1から10までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
  - (2) この入札に係る令和8年度以降の予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、契約を解除することがある。
  - (3) 詳細は、入札説明書による。
  - (4) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。
  - (5) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
  - (6) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

## 12 Summary

- (1) The nature and quantity of the product to be purchased
  - a. Supply of electricity for the Uji water purification plant by Kyoto Prefectural Waterworks Administration Office
  - b. Supply of electricity for the Kizu water

purification plant by Kyoto Prefectural Waterworks Administration Office

- c. Supply of electricity for the Otokuni water purification plant by Kyoto Prefectural Waterworks Administration Office
  - d. Supply of electricity for the Kizu raw water transmission pumps institution by Kyoto Prefectural Waterworks Administration Office
  - e. Supply of electricity for the Kumiyama wide area pumps institution by Kyoto Prefectural Waterworks Administration Office
- (2) Bidding method  
Electronic bidding system
  - (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation  
From 8:30 AM to 5:15 PM from Friday, October 10, 2025 to Wednesday, November 5, 2025 (except for Sundays, Saturdays and public holidays)
  - (4) The time, date and place for submission of tender  
From 8:30 AM to 5:15 PM on Monday, December 1, 2025 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Tuesday, December 2, 2025  
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
  - (5) Deadline for tender by mail  
5:00 PM on Monday, December 1, 2025
  - (6) The time, date and place for the opening of tender  
10:15 AM on Tuesday, December 2, 2025  
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
  - (7) Contact point for the notice  
Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan  
TEL: (075) 414-5442 FAX: (075) 414-5450